

別表第一（第二十六条関係）

授 業 科 目	単 位 数				履 修 方 法		
	第一 年次	第二 年次	第三 年次	第四 年次			
第 一 群					二六単位必修	七六単位必修	一二四単位必修
法 学 入 門	二						
憲 法	四						
民 法 一 ( 総 則 )	四						
刑 法 総 論	四						
民 法 二 ( 物 権 )		四					
民 法 三 ( 債 権 総 論 )		四					
刑 法 各 論		四					
商 法 ( 会 社 法 )			四				
刑 事 訴 訟 法			四				
民 事 訴 訟 法			四				
第 二 群							
民 法 五 ( 親 族 ・ 相 続 )		四					
外 国 法 概 論 一		二					
外 国 法 概 論 二		二					
外 国 法 概 論 三		二					
日 本 法 制 史		四					
西 洋 法 制 史		四					
民 法 四 ( 債 権 各 論 )			四				
商 法 ( 総 論 ・ 総 則 )			二				
商 法 ( 商 行 為 法 )			二				
商 法 ( 手 形 ・ 小 切 手 法 )			四				
海 商 法			二				
保 險 法			二				
経 済 法			四				
倒 産 処 理 法			四				
民 事 執 行 ・ 保 全 法			四				
労 働 法 ( 集 団 的 労 働 法 )			四				
労 働 法 ( 個 別 的 労 働 法 )			四				
行 政 法 一			四				
行 政 法 二			四				
刑 事 政 策			四				
国 際 法			四				
国 際 私 法			四				
外 国 法 研 究 一			二				
外 国 法 研 究 二			二				
外 国 法 研 究 三			二				
法 哲 学			四				
知 的 財 産 法			四				
租 税 法			四				
環 境 法			四				
第 三 群							
特 殊 講 義 一	二						
特 殊 講 義 二	四						
演 習 一	四						

演	習	二																			
演	習	三																			
第	四	群																			
社	会	学	四																		
政	治	学	四																		
日	本	政	治	史	四																
国	際	政	治	史	四																
経	済	原	論	四																	
財	政	学							四												
社	会	政	策						四												
社	会	思	想						四												
第	五	群																			
歴	史	(	日	本	史	・	西	洋	史	)	四										
文		学									四										
心	理	学									四										
哲		学									四										
論	理	学									四										
地	理	学									四										
経	済	学									四										
統	計	学									四										
自	然	科	学	一							二										
自	然	科	学	二							二										
自	然	科	学	三							二										
自	然	科	学	四							二										
第	六	群																			
英	語	(	A	)	二																
英	語	(	B	)	二																
英	語	(	C	)					二												
英	語	(	D	)					二												
第	七	群																			
ド	イ	ツ	語	(	A	)	二														
ド	イ	ツ	語	(	B	)	二														
ド	イ	ツ	語	(	C	)				二											
ド	イ	ツ	語	(	D	)				二											
フ	ラ	ン	ス	語	(	A	)	二													
フ	ラ	ン	ス	語	(	B	)	二													
フ	ラ	ン	ス	語	(	C	)				二										
フ	ラ	ン	ス	語	(	D	)				二										
第	八	群																			
体	育	実	技	一							一										
体	育	実	技	二							一										
体	育	理	論								二										
保	健	理	論								二										
第	九	群																			
情	報	処	理	一							二										
情	報	処	理	二							二										
第	十	群																			
導	入	教	育	A							一										

三六単位必修

八単位必修

一単位必修



別表第二（第六十条関係）

一 正科課程の学費（平成十六年度以降の入学生）

（単位 円）

費目	課程	正科生		
		入学	編入	
			第二年度	第三年度
入学金		二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
基本授業料	年額	八〇、〇〇〇		
追加履修料	一単位	二、五〇〇		
特別科目履修料	一単位	二、五〇〇		
メディア型教材視聴料	一視聴期間	三、〇〇〇		
夏期面接授業受講料	講義科目 実習科目（情報処理） 体育実技 外国語（英語） 外国語（ドイツ語・フランス語）	二単位 二単位 一単位 一単位 二単位	六、〇〇〇 八、〇〇〇 六、〇〇〇 六、〇〇〇 一〇、〇〇〇	
短期面接授業受講料	講義科目 体育実技（一般） 体育実技（シーズンコース） 外国語（英語） 外国語（ドイツ語・フランス語）	二単位 一単位 一単位 一単位 二単位	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇	
通学面接授業受講料	一単位	一〇、〇〇〇		
メディア授業受講料	一 リアルタイム型メディア授業受講料 講義科目 外国語（英語） 外国語（ドイツ語・フランス語） 二 オンデマンド型メディア授業受講料 三 対面指導型メディア授業受講料	二単位 一単位 二単位 一視聴期間 年額	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇 一五、〇〇〇 四〇、〇〇〇	
演習受講料	演習 四単位	二〇、〇〇〇		
導入教育受講料	導入教育 一単位	五、〇〇〇		

二 科目等履修生の学費（平成十三年度以降の登録者）

（単位 円）

費目	課程	科目等履修生
登録料		一五、〇〇〇
科目履修料	一単位	五、〇〇〇

（注）第四十六条第二項により履修を願い出た者については、登録料を免除する。

三 聴講生の学費（平成十三年度以降の登録者）

（単位 円）

費目	課程	聴講生
登録料		一五、〇〇〇
聴講料	一単位	二、五〇〇

（注）第五十五条第二項により聴講を願い出た者については、登録料を免除する。

別表第二の二（第六十一条の二関係）

編入学等の場合の入学金

（単位 円）

種 類		納入する入学金の額	入学金の適用
区 分	該 当 事 項		
編 入 学 者	通信教育部学則第十七条第三項第一号による編入学生のうち、本大学を卒業した者	半額	許可された年次の学生に適用される納入額とする。
	右以外の者	全額	同 右
再 入 学 者	通信教育部学則第二十三条により再入学を許可された者（除籍者のうち退学処分を受けた者を除く）	不要	同 右
	除籍者のうち退学処分を受けた者	全額	同 右
転 部 科 者	通学課程から通信教育課程への転部科者	不要	同 右

別表第三（第六十四条第一項関係）

手数料

(単位 円)

種 類	摘 要	金 額	
		在 学 生	卒業生・退学生
在 学 証 明 書	一通につき	一〇〇	
成 績 証 明 書	〃	一〇〇	一〇〇
卒 業 見 込 証 明 書	〃	一〇〇	
卒 業 証 明 書	〃		一〇〇
退 学 証 明 書	〃		一〇〇
教 職 単 位 修 得 証 明 書	〃	一〇〇	一〇〇
教 養 課 程 単 位 修 得 証 明 書	〃	一〇〇	一〇〇
科目等履修生に関する各種証明書	〃	一〇〇	一〇〇
聴 講 生 に 関 す る 各 種 証 明 書	〃	一〇〇	一〇〇
司法試験第一次試験免除資格証明書	〃	一〇〇	一〇〇
そ の 他 の 証 明 書	〃	一〇〇	一〇〇
学 生 証 再 交 付		五〇〇	
科 目 等 履 修 生 証 再 交 付		五〇〇	
聴 講 生 証 再 交 付		五〇〇	
各 種 欧 文 証 明 書	一通につき	二〇〇	二〇〇
教 員 免 許 状 申 請 書	〃	二〇〇	二〇〇
他 大 学 受 験 許 可 書	〃	一〇〇	

別表第三の二（第六十四条第二項関係）

教材の再交付費用

(単位 円)

費 目	摘 要	金 額
基 本 教 科 書	一 単 位	五〇〇
白 門	一 冊	五〇〇

別表第四（第五十九条関係）

入学検定料及び審査料

(単位 円)

課程 費目	正 科 生				科目等履修生	聴 講 生
	入 学	編 入 学		再 入 学		
入 学 検 定 料	一〇、〇〇〇	第二年次 一〇、〇〇〇	第三年次 一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—
審 査 料	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇